

# 総務文教常任委員会

H30. 10. 19 (金)

午後3時～

第3委員会室

## 1 開 議

## 2 案 件

### (1) 行政報告

○亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について (教育部)

## 3 その他

### (1) 次回の日程について

総務文教常任委員会 資料

平成30年10月19日(金)

教 育 部

## 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

「子ども・子育て支援法施行規則」の一部が改正（平成30年9月1日施行）されたことに伴い次のとおり改正します。

### 1 改正理由

地方税法において、平成30年度分の税率から指定都市に住所を有する者について、道府県民税は2%、市民税は8%（指定都市以外に住所を有する者については、従来どおり道府県民税4%、市民税6%）に改められたことから、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者とそれ以外の者で、所得が同一であるにも関わらず保育料が異なることのないようにします。

また、未婚のひとり親（婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻（事実婚を含む。）をしていないものをいう。以下同じ。）を地方税法上の寡婦等とみなした上で保育料算定に係る市町村民税の算定を行い、ひとり親家庭支援の充実を図ります。

### 2 改正内容

#### (1) 都道府県から指定都市へ税源移譲に伴う特例について

支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有するものであるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、保育料を算定するものとします。

#### (2) 未婚のひとり親を地方税法上の寡婦等とみなす特例について

保育料算定に係る市町村民税所得割の算定に当たっては、未婚のひとり親についても地方税法上の寡婦（寡夫）とみなして、寡婦（寡夫）控除が適用されるものとみなします。

### 3 施行日・適用期間

公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用とします。



地方税法第314条の7第1項、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は、適用しない。

(2) 均等割 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。

2～4 (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項の支給認定保護者をいう。

以下同じ。）でこの表において第2階層又は第3階層に該当するものに係る年長の特定被監護者等から順に2人目以降の幼児に係る保育料は無料とし、第4階層から第7階層までに該当するものに係る年長の特定被監護者等から順に2人目の幼児に係る保育料は、当該支給認定保護者の階層区分における保育料の1/2とし、3人目以降の幼児に係る保育料は、無料とする。

(1) 支給認定保護者に監護される者

(2) 支給認定保護者に監護されていた者

(3) 支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（前2号に掲げる者を除く。）

6 (略)

(1)・(2) (略)

7 (略)

(1)・(2) (略)

た男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者を同号に規定する寡夫とみなして算定するものとし、地方税法第314条の7第1項、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は、適用しない。

(2) 均等割 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。

2～4 (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる支給認定保護者

でこの表において第2階層又は第3階層に該当するものに係る年長の特定被監護者等から順に2人目以降の幼児に係る保育料は無料とし、第4階層から第7階層までに該当するものに係る年長の特定被監護者等から順に2人目の幼児に係る保育料は、当該支給認定保護者の階層区分における保育料の1/2とし、3人目以降の幼児に係る保育料は、無料とする。

(1) 支給認定保護者に監護される者

(2) 支給認定保護者に監護されていた者

(3) 支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（前2号に掲げる者を除く。）

6 (略)

(1)・(2) (略)

7 (略)

(1)・(2) (略)